

**「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>**

| 計画の項目  | 担当課名          | 施策の内容   |
|--|---------------|---|
| <b>基本目標 1 男女共同参画の意識づくり</b>   |               |   |
| <b>重点目標 1 制度や慣行の見直しと意識改革に向けての啓発、普及の促進</b>  |               |   |
| <b>【施策の方向】 1. 広報、啓発活動の推進</b>   |               |   |
| 本市の広報紙やホームページをはじめ、マスコミなどのメディアを有効に活用し、市民に対して男女共同参画に対する情報提供、普及啓発を行います。   |               |   |
| ○「広報ふちゅう」への特集記事の掲載   | 総務課<br>女性子ども課 | 6月：男女共同参画週間（6/23～29）<br>11月：女性に対する暴力（DV）をなくす運動（11/12～25）<br>12月：人権週間（12/4～10）         |
| ○e. 街いきいきフォーラム（講演会等）   |               | 第2次プランの改定ポイントに沿った企画意図で講師選定を行い、特に30～40歳代の住民参加を促す事業内容にも取り組んでいる。6月は男女共同参画、12月は人権をテーマに開催。 |
| ○啓発講座の開催（連続講座）   | 女性子ども課        | 女性・男性それぞれのライフプランをサポートする講座を開催し、若い世代から早婚・男性の子育て参加を促すための啓発を行う。                           |
| <b>【施策の方向】 2. 定期的な意識の把握</b>  |               |   |
| 市民生活の変化に対応した施策の展開を図り、市民の求めている施策や先を見越した施策を講じるため、定期的な意識の把握を行っていきます。  |               |   |
| ○男女共同参画に関する市民意識調査  | 女性子ども課        | 今回は平成33年度に実施予定。プラン（第3次）及び実施計画策定の基礎資料とする。  |
| ○男女共同参画に関する事業所アンケート  |               |   |
| <b>重点目標 2 男女平等教育、人権教育の推進</b>   |               |   |
| <b>【施策の方向】 1. 生涯学習の充実</b>  |               |   |
| すべての市民が、自分のライフサイクルにおいて自らの生き方を主体的に選択して必要な学習ができるよう、生涯学習の推進体制の充実を図ります。特に、男女共同参画の視点から従来の生き方や価値観を見直し、市民一人ひとりが男女平等について正しく理解し、認識を深めることができるよう学習体制の強化を図ります。 |               |   |
| ○男の料理教室  | 生涯学習課         | 公民館等の社会教育施設における人権に関する学習機会（参加体験型）の提供   |
| ○府中学びフェスタ  |               | 市民を対象とした人権に関する学習機会（講演会）の提供  |

**「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>**

| 計画の項目   | 担当課名          | 施策の内容   |
|---|---------------|---|
| <p><b>【施策の方向】 2. 人権教育の推進と市民啓発の充実</b></p>  |               |   |
| <p>女性という理由で男性と平等な立場に立つことができない女性差別問題は、基本的人権の問題であり、憲法で保障された法の下での平等と相反するものです。一人ひとりの人権をお互いが尊重しあい、幅広い人権問題について考えることができる人材を育成していくため、町内会や企業、教育、福祉などの市民団体などに行政が人権啓発を呼びかけ、学習の機会を設けるなどの啓発活動を行います。</p>  |               |   |
| ○人権教育の推進  | 学校教育課         | 平成23年5月に策定した「府中市人権教育・啓発指針」（基本方針）及び「府中市人権教育推進プラン」（実施計画）に基づき、児童生徒が、自らの人権のみならず他者の人権を理解し、相互に人権を尊重しながら共存を図っていくことを目指す人権教育を推進していく。その教育姿勢として、男女共同参画社会の形成に逆行する言動及び慣習について、同指針等との整合性に照らして改善を図っていく。   |
| ○市民啓発の充実  | 総務課<br>女性こども課 | <p><b>【街頭啓発活動】</b><br/>                     6月：男女共同参画週間（6/23～29）※フォーラム会場<br/>                     11月：女性に対する暴力をなくす運動（11/12～25）※商業施設<br/>                     12月：人権週間（12/4～10）※フォーラム会場・商業施設<br/>                     【パネル展】フォーラム会場・TAM企画展示ギャラリー</p> |
| <p><b>【施策の方向】 3. 教育の場での男女格差の解消</b></p>  |               |   |
| <p>男女平等の理念に基づき、子どもたちが性別にとらわれることなく自己の能力を最大限に発揮できる教育を行い、男女格差を解消していくことが求められています。そのためには、子どもの発達段階に応じて、自己を理解するだけでなく相手のことも理解し、ともに生きる力を身につけさせ、教科学習、特別活動など広く教育全体に人権教育、男女平等教育の理念を活かしたものとしていきます。また、懇談会などで家事分担や子どもの将来の夢などが話題にのぼるなかで、家庭とともに取り組む工夫を行っています。また、子どもたちの進路指導では、性別によって生き方が制約されないよう自分の個性や能力を尊重して進路を選ぶことができるような情報提供や学習の場の確保に努めます。</p> |               |   |
| ○人権教育の推進（再掲）  | 学校教育課         | 平成23年5月に策定した「府中市人権教育・啓発指針」（基本方針）及び「府中市人権教育推進プラン」（実施計画）に基づき、児童生徒が、自らの人権のみならず他者の人権を理解し、相互に人権を尊重しながら共存を図っていくことを目指す人権教育を推進していく。その教育姿勢として、男女共同参画社会の形成に逆行する言動及び慣習について、同指針等との整合性に照らして改善を図っていく。   |
| <p><b>【施策の方向】 4. 性別にとらわれない教育、指導の定着</b></p>  |               |   |
| <p>学校教育のなかで、固定的な性別役割分担意識に基づいた教育、指導が行われていないかを見直していくため、学校の教材や教具などが適切であるかどうかはもちろん、学校が保護者に発行する通信物等にも配慮します。また、児童生徒の自主活動にその視点が活かされているか、さらに校則等において必要以上に男女差を強調したものがなかなど日常적인見直しを積極的に行います。子どもから大人まですべての人々が性的役割分担に敏感な視点でものごとを判断できるよう教育、指導の定着を図ります。</p>   |               |   |
| ○人権教育の推進（再掲）  | 学校教育課         | 平成23年5月に策定した「府中市人権教育・啓発指針」（基本方針）及び「府中市人権教育推進プラン」（実施計画）に基づき、児童生徒が、自らの人権のみならず他者の人権を理解し、相互に人権を尊重しながら共存を図っていくことを目指す人権教育を推進していく。その教育姿勢として、男女共同参画社会の形成に逆行する言動及び慣習について、同指針等との整合性に照らして改善を図っていく。   |

**「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>**

| 計画の項目  | 担当課名   | 施策の内容  |
|--|--------|--|
| <b>【施策の方向】 5. 性的少数者の人権擁護と理解の促進</b>   |        |  |
| LGBTをはじめとした性的少数者への偏見は女性差別問題と同じく基本的人権の尊重に反する問題です。この性的少数者に関する法的な保護及び措置は現在のところ整備されていませんが、市や地域・企業、社会ができる範囲で、そうした個性を理解し偏見をなくしていくための取組みについて検討を行います。とりわけ、学校教育現場では、児童生徒が多感な時期を過ごす場であり、及ぼす影響が大きいと考えられるため、教職員への意識啓発及び教育相談体制の確立を図るよう努めます。 |        |  |
| ○市民啓発の充実   | 女性子ども課 | LGBTをはじめとした性的少数者に対する理解を深めるため、市民等を対象として啓発に努めます。   |
| ○教職員への啓発等  | 学校教育課  | 教職員が、性的少数者について正しく理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める。その上で、学校・学級の一員として、児童生徒が一人ひとりをかけがえのない存在として認め合い、権利や義務を理解し、協力してよりよい生活を築くことができるような、自主的・実践的な態度を育てていく。   |
| <b>基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進</b>   |        |  |
| <b>重点目標1 政策、方針決定過程への女性の参画拡大</b>  |        |  |
| <b>【施策の方向】 1. 審議会等への女性の参画拡大</b>  |        |  |
| 本市における審議会等の女性の割合は、増減を繰り返しており、国が目標としている30%にまでは達成していませんが、22.2%となっています。目標を達成するため、団体から代表を出してもらう場合に、女性の推薦を依頼するなど所管課が主体性を持って関係機関に働きかけを行います。  |        |  |
| ○審議会等への女性委員の参画拡大   | 全課     | 平成24年3月に策定した「府中市男女共同参画プラン（第2次）」では、平成33年度までに女性委員の割合を30.0%にすることを目標に定めている。団体等から選出する場合には、女性を推薦するよう、人選の配慮を依頼する。<br>※関係課：健康医療課、企画財政課、健康政策室、女性子ども課、まちづくり課、環境整備課、学校教育課、生涯学習課、長寿支援課   |
| <b>【施策の方向】 2. 市、企業等での女性管理職登用の促進</b>  |        |  |
| 市職員の業務研修を積極的に行い能力の向上を図るとともに、女性職員の職域を拡大し、能力と適性を活かすことができる環境を整備し、管理職に登用するように努めます。また、民間企業でも、女性を企業の発展にかかせない重要な人材として位置づけ、スキルアップすることで役職、管理職への登用を図るよう企業に働きかけます。  |        |  |
| ○「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」の推進   | 人事秘書課  | <p>●女性職員の活躍の推進に向けた数値目標</p> <p>(1) 採用、配置・登用等について</p> <p>①平成32年度までに、管理的地位にある職員（課長・主幹・課長補佐級以上）に占める女性割合を、平成27年度の実績（22%）より4%以上引き上げ、26%以上にする。</p> <p>②平成32年度までに、係長相当職以上（管理的地位にある職員を含む）の女性職員の割合を、平成27年度の実績（26%）の4%増の30%以上にする。</p> |

「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>

| 計画の項目   | 担当課名   | 施策の内容   |
|---|--------|---|
| <b>【施策の方向】 3. 男女共同参画施策の専門窓口設置</b>   |        |   |
| 本市では、国、県の所管が縦割りになっているため、それぞれの担当課が他の事務と兼務で行っており、必ずしも効果的な業務になっているとはいえません。県や先進都市では、統一した課や係を設置して施策を進めていることから、本市としても施策に関する企画調整機能を持った専門窓口の設置と法に基づいた婦人相談員を含む専任職員の配置を検討し、積極的に男女共同参画を推進します。  |        |   |
| ○男女共同参画施策（DV防止支援も含めた）専門窓口の設置  | 女性子ども課 | 平成30年4月より女性子ども課へ「女性相談員」を新たに1名配置し、専門的相談窓口とする。ケースに応じて関係機関と連携し、必要な対応を実施する。   |
| ○「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」の推進  | 人事秘書課  | 人事秘書課は、特定事業主行動計画を進捗管理し、実効性を高めるため調査や施策を検討し、必要に応じて本計画の見直しを行う。   |
| <b>【施策の方向】 4. 女性の人材育成と情報の提供</b>   |        |   |
| 政策方針決定の過程への女性参画を促進するために、女性の能力開発を進める必要があります。女性が自己の能力開発を行い、それを発揮できるよう体系的、計画的な教育、研修機会の拡大と内容充実を図り、人材育成を進めます。また、能力開発を進めようとしている女性に対して、国、県、関係機関などが実施する講演、講座やイベントなど必要な情報提供を行い、現在活躍している女性の人材リストを作成するなどして活動の場を提供し、指導的な役割を果たしてもらえようような施策を進めます。 |        |   |
| ○エソールひろしま大学受講料相当額の助成  | 女性子ども課 | 男女共同参画推進事業の一環として、（財）広島県女性会議が行う、エソールひろしま大学関連講座（基礎講座・応用講座・専科）を受講する市内在住の満20歳以上の者に対して、受講料相当額を助成する。利用を促進するため、広く市民に対して広報する。<br>※「専科」は女性のみ |
| ○「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」の推進  | 人事秘書課  | 女性職員を対象とするキャリアアップ研修や外部研修への派遣を行う。①管理職手前の女性職員を対象にしたキャリア意識の醸成、研修の実施②女性管理監督職員に対して人材育成研修の実施  |
| <b>重点目標 2 家庭や地域における男女パートナーシップの確立</b>  |        |   |
| <b>【施策の方向】 1. 男女がともに学べる環境づくり</b>  |        |   |
| 男女のパートナーシップを促進するため、男女のどちらかだけが学ぶのではなく、若い男女や子育て中の夫婦がともに参加し、男女共同参画をはじめ身近なテーマで気軽に話することができる環境づくりを行います。<br>また、その中心となる企画、運営スタッフを養成して配置することで、サークル活動として展開すれば早い段階で課題に気づくことができ、若者の定住と地域活性化にもつながるため、このような場を提供できる環境整備を図ります。                      |        |   |
| パパママ教室  | 健康医療課  | 妊婦及びそのパートナーに対して、妊娠・出産・子育てについての正しい知識の普及と不安の軽減を図り、夫婦が協力して子育てできるよう支援する。  |
| <b>【施策の方向】 2. 家庭や地域等への男性の参画についての広報活動の推進</b>   |        |   |
| PTA活動における男性の参加が少ない一方で、町内会などの公共の場には参加する男性が比較的多いという偏った状況がみられます。家庭内の仕事においても、家事を男性が行っているという家庭は少なく、男性参画を啓発することが必要です。男性に向けた男女共同参画に関する広報、啓発活動や学習機会をとらえて理解を深めることができる施策を展開します。   |        |   |
| ○広報「ふちゅう」への掲載   | 女性子ども課 | 男性の家庭や地域参画を促すため、広報「ふちゅう」に随時、啓発記事を掲載する。  |

「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>

| 計画の項目   | 担当課名   | 施策の内容  |
|---|--------|--|
| 基本目標3 職場、家庭、地域で、男女が多様な生き方を選択できる社会づくり  |        |  |
| 重点目標1 女性が働きやすい環境づくり（女性のチャレンジ支援）   |        |  |
| 【施策の方向】1. 女性の職業生活での活躍（就労継続とキャリアアップ）   |        |  |
| <p>これまで、女性の就労特性として子育て・介護などを主に担ってきた経緯から本人の意思とはうらはらに離職やキャリアの放棄を選択するケースが多くみられました。今後人口減少が進むにつれて深刻な労働力不足が懸念されるなか、そうした女性の職業生活で離職することなく、様々なジャンルで能力を十分発揮することが望まれています。そのため、職場で制限のある従業員への理解と就業規則などの改善（一般事業主行動計画）、また、家庭でもパートナーである男性の家事への積極的な参画が必要不可欠となります。行政、企業、地域、家庭がこのことを理解し社会意識として共有することで男女がともにワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活が実現されるよう、啓発や情報発信に努めます。女性の職業生活を支援することは、結果として地域・社会の発展につながることも期待されます。</p>       |        |  |
| ○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進   | 女性子ども課 | 長時間労働の削減など働き方の見直しを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの重要性を企業、市民、地域等広く周知し、啓発に努めます。                                     |
| 【施策の方向】2. 女性の再チャレンジ（再就職、起業等）の充実   |        |  |
| <p>平成18年6月の男女雇用機会均等法改正により、募集、採用、配置、昇進、教育、訓練といった雇用機会と待遇において、男性女性の差別が禁じられました。しかし、依然として女性に対する就職差別は解消されていないのが現状です。女性が働くのはあくまでも家計を補助することが目的であるという固定観念の意識解消を図り、女性労働者の能力を高め、意識啓発、情報提供、能力開発などを積極的に進めていきます。</p> <p>また、育児、介護等の理由から離職した人々が、再就職するときに活用できる「マザーズハローワーク」では、子育て女性等の再就職に必要な情報提供や女性能力開発の支援実施などを行います。平成28年3月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されたことから、女性が妊娠・出産により職業を中断されない職場環境の整備を企業等に促します。</p> |        |  |
| ○高等職業訓練促進給付金等事業（資格取得中の生活不安解消のための給付事業）   | 女性子ども課 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利、かつ、生活の安定に資する資格の取得に必要なカリキュラム受講の際、その期間中の生活不安を解消するため、訓練促進費を支給する。                   |
| ○自立支援教育訓練給付金事業（資格取得費用の60%を給付）   |        | 母子家庭の母又は父子家庭の父が対象講座を受講し教育訓練に要した費用の一部を支給する。   |
| ○ひとり親家庭等日常生活支援事業  |        | ひとり親家庭等が疾病等の事由により生活援助・保育サービスが必要な場合、又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣するなどして、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。 |
| ○母子・父子自立支援プログラム策定等事業  | 女性子ども課 | 個々のひとり親家庭等の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな支援を行う。  |
| ○ハローワーク求人情報オンライン提供  |        | 平成26年9月からスタートしたハローワーク求人情報のオンライン提供を受け、ひとり親家庭などで就労を希望する人に求人情報を提供する。                                      |
| ○働く女性応援隊ひろしまとの連携  |        | 平成26年4月地域経済界主導のもと、経済団体、労働団体、行政が一丸となり女性の活躍を促進するために立ち上げられた「働く女性応援隊ひろしま」の活動と連携する。                         |
| ○女性の起業支援  |        | 女性の社会進出や子育て世代の女性の就労支援の一環として、起業を目指す女性に対して補助金を交付する。  |

**「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>**

| 計画の項目  | 担当課名   | 施策の内容   |
|--|--------|---|
| <p><b>【施策の方向】 3. 女性の労働に対する適正な評価</b></p>  |        |   |
| <p>就労意欲を持つ女性のために、法の趣旨や男女平等の意識を啓発し、男性も女性も均等な待遇を図る必要があります。このような雇用の場における男女間の格差を解消するため、賃金や雇用管理の在り方の見直しや、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を支援します。<br/>また、農業や自営業に従事する女性たちの負担を少なくすることも必要であり、適正な労働の経済価値を評価するシステムの明確化を図ります。</p>  |        |   |
| ○男女雇用機会均等法の趣旨や男女平等意識の啓発  | 産業振興課  | 「勤労者福祉」の視点から、広島労働局（雇用均等室）が行う、①改正育児・介護休業法に沿った就業規則等の整備②一般事業主行動計画の策定とくるみ認定マークの取得の推進③両立支援助成金等について、連携して定着促進に取り組む。※啓発ポスター、チラシの掲示配架。制度説明会の開催。  |
| ○個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組の支援  |        |   |
| <p><b>【施策の方向】 4. 質の高い多様な働き方を可能にする就職条件の整備</b></p>   |        |   |
| <p>女性が自ら自由なライフスタイルを選び、有意義な人生を過ごすことはすばらしいことです。ボランティア活動、趣味、勉強、自由時間を持つためパートタイム労働を選ぶことも選択肢の一つです。個人やグループで企業を興すなど、女性も男性と同じように対等に仕事をこなし、男女平等への意識を高めていくことが必要です。そのため、短時間労働者の能力発揮と福祉を図ることを目的とした「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」（平成27年4月1日改正）の遵守や、SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）などの自宅での業務ができる就労形態、女性の起業に対する助成やノウハウの習得支援、情報提供などの就職条件の整備も促進します。<br/>また、育児や家族の介護をしながら働きたい女性のために、長時間労働の抑制や男性の育児休業の取得、介護のための両立支援制度により、男性の子育てへの参画促進を図ります。</p> |        |   |
| ○女性の起業支援（再掲）   | 女性子ども課 | 女性の社会進出や子育て世代の女性の就労支援の一環として、起業を目指す女性に対して補助金を交付する。   |
| ○税務課の夜間窓口の開設   | 税務課    | 女性の社会進出に伴い、勤務時間の関係で納税が困難な場合があるため、毎週木曜日午後7時まで、納税や納税相談ができるように窓口を開設している。今後は、コンビニ・郵便局納付に続き、納付機会の拡大に取り組む。  |
| <p><b>【施策の方向】 5. 働き方改革の推進と仕事と家庭の両立支援</b></p>   |        |   |
| <p>昭和56年6月に採択されたILO第156号条約では、労働者が性別にかかわらず職務の責任と育児、介護など家族で分かち合うべき責任が両立できることを目的としています。核家族化や高齢者社会の進展により、家庭内における育児、介護は負担がかかるものになってきています。男女がともにこれらの責任を全うするためには、職場のトップが従業員の制約について理解し、これまでの長時間労働が前提の人材登用や男性の職業最優先意識を改め、従業員のワーク・ライフ・バランスを重視した雇用戦略に転換していく必要があります。そのため、育児休業、介護休業制度の周知と普及啓発に努めることで、仕事と家庭の両立ができる環境を整えます。</p>   |        |   |
| ○働き方改革推進の普及啓発（イクボスセミナー）  | 女性子ども課 | 事業主が従業員のワーク・ライフ・バランスを重視した雇用環境の創出に取り組むよう啓発（イクボスセミナー等）を行います。  |
| ○ワーク・ライフ・バランスの普及啓発   | 女性子ども課 | 広報や講演会などでさらに市民への周知を進める。また、事業所に向けては「働く女性応援隊ひろしま」と連携しながら啓発に努める。女性の結婚・出産奨励や子育て支援策の充実と連動させた仕事と家庭の両立支援を推進する。   |
| ○保育サービス等の充実  |        | 「府中市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援策の充実させ、利用者への情報発信を行う。  |
| ○「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」の推進   | 人事秘書課  | <p>●女性職員の活躍の推進に向けた数値目標<br/>                 (2) 育児休業等の取得及び仕事と家庭の両立について<br/>                 ①平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を13%以上にする。<br/>                 ②平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を100%にする。<br/>                 (3) 長時間勤務の削減及び年次有給休暇等について<br/>                 ①平成32年度まで、月に30時間以上超過勤務を行う職員の割合を、平成26年度の実績（7.2%）から毎年10%縮減する。<br/>                 ②平成32年度まで、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成26年度の実績（月8.6時間）から毎年10%縮減する。<br/>                 ③平成32年度までに、職員の年次休暇の平均取得（消化）率を、平成26年度の実績（22%）を8%以上引き上げ、30%以上にする。<br/>                 ④平成32年度までに、年次休暇を30%以上取得する職員の割合（36%）を50%以上にする。</p> |

「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>

| 計画の項目   | 担当課名   | 施策の内容   |
|---|--------|---|
| <b>重点目標2 家庭や地域での男女共同参画</b>  |        |   |
| <b>【施策の方向】1. 家庭や地域での男女共同参画の促進</b>   |        |   |
| <p>家庭における家事、育児、介護などの仕事が、女性だけではなく、男女の共同責任であることの理解と認識が必要です。男性が家庭生活へ参画していくために必要な家事、育児、介護などのやり方、技術を学ぶことができる学習機会の充実を図ります。現在、市では子育ての主役となる母親を支えていくため、「マザーリング・ザ・マザー」という取組を進めています。その一環として、子育て中の父親を対象に、子育てに関する理解促進を目的としたふれあい遊びの場をつくる「パートナー支援事業」（土曜日親子教室）を、平成21年度より行っています。このように、母親をサポートする意識改革に向けた取組を推進します。</p> <p>地域においては、町内会、PTA、環境問題等の活動においても、代表者や役員に女性を登用する機会の増加を促進します。</p> |        |   |
| ○パートナー支援事業  | 女性子ども課 | 子育て中の父親を対象に、乳幼児期の子育てに関する理解促進のためのふれあい遊びの場をつくる事業を行う。参加者の増加に向けて取り組む。   |
| ※「その他・追加事項」から移動<br>○男性のための「家族介護教室」  | 長寿支援課  | 家族を介護している男性に対して家族介護教室を実施する。   |
| <b>【施策の方向】2. ボランティア活動参画の促進</b>  |        |   |
| <p>男性と女性がともに、それぞれの価値観と関心に応じてボランティア活動等に参画することで、地域社会をみんなで築き上げ、担っていくという平等意識を培い、さらに意識の向上を図るため、情報や活動の場の提供、技術指導、財政的援助等の条件整備に努めます。</p>   |        |   |
| ○女性消防団員の育成・支援   | 総務課    | 府中市消防団では、女性特有のニーズや妊産婦等への心遣いを地域の防災活動に生かそうと、女性消防団員を平成24年5月に募集したところ、同年11月に初めての女性消防団員5名が誕生した。平成33年度末までに20名を確保し、火災予防の広報活動や訓練等への参加、防災啓発を主な活動内容としている。引き続き、地域防災に貢献する女性消防団員の加入促進及び支援を行う。 |
| <b>重点目標3 安心して子どもを産み育てることのできる社会づくり</b>   |        |   |
| <b>【施策の方向】1. 子育て支援施策の充実</b>   |        |   |
| <p>安心して子育てができる社会へ向けて、「社会全体で子育てを支える」という基本的考え方に基づいて、保育サービスのさらなる向上と子育てに関する相談、支援体制の整備による子育て支援対策の充実を図ることが必要です。市では、「府中市こころの支援ネットワーク」の関係機関の連携のもと、重層的な相談体制を整備しています。</p> <p>子育てしやすい生活環境づくりを目指し、公共施設、公共交通機関等における充実したバリアフリーの促進、そして公営住宅の整備を行うほか、子育て支援センター、つどいの広場、延長保育、病後児保育の設置など多様な保育サービスの充実を行います。</p> <p>その他、フリー懇談会など府中市の子育てについて話し合い、連携し合える場の提供づくりにも努めます。</p>                  |        |   |
| ○ひとり親家庭等医療制度  | 女性子ども課 | ひとり親家庭の医療費自己負担分を軽減する。<br>自己負担1日500円（通院4日、入院14日まで）   |
| ○乳幼児医療制度  |        | 乳幼児等にかかる医療費自己負担分を軽減する。中学3年生までを対象とする。<br>自己負担1日500円（通院4日、入院14日まで）  |
| ○ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）  |        | ひとり親家庭等が疾病等の事由により生活援助・保育サービスが必要な場合、又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣するなどして、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。  |
| ○「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」の推進  | 人事秘書課  | 男性、女性職員とも、定年まで働き続けられるよう、介護休業制度等の仕組みづくりや休暇制度の充実を図る。  |
| ○養育支援訪問事業   | 女性子ども課 | 育児不安・ストレス等を感じている母親など、養育支援を必要とする家庭を訪問し、指導・助言を行う。必要な場合は関係機関との連携により対応する。   |
| ○発達障害支援相談窓口の設置  |        | 乳幼児から義務教育期間終了時までの一貫した専門窓口体制を整える。  |

「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>

| 計画の項目  | 担当課名   | 施策の内容   |
|--|--------|---|
| <p><b>【施策の方向】 2. 社会的支援を必要とする女性の支援</b></p> <p>障害やケガ、病気など生活を営むなかでは、制約が生じることがあります。また、それぞれの事情によってひとり親家庭やひとり暮らしの高齢者も増え、経済面や生活面で、行政、関係団体等からの支援が必要となる場合もあります。女性の基本的な権利が尊重され、生きがいのある日常生活が送れるよう、施策の推進、啓発を図ります。</p>      |        |   |
| ○保育料の軽減  | 女性子ども課 | 保育料の適正な軽減に努めるとともに、保育料減免に関する基準を必要に応じて見直す。  |
| ○包括的な女性・子ども施策の導入   |        | 女性の結婚・出産奨励や子育て支援策、仕事と家庭の両立支援をより一層進める。   |
| ○出産に係る費用の軽減  |        | 出産に係る費用の一部を「出産応援金」として支給することにより、次代を担う児童の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を図る。<br>※第1子・第2子…3万円、第3子以降…10万円  |
| <p><b>【施策の方向】 3. 「産婦人科、小児科」など、市内で出産し、夜間や休日でも救急医療に対応できる体制の整備</b></p> <p>府中市地域医療再生計画に基づき、市民の生活を支えるための医療提供体制を構築し、女性が安心して子どもを産み育てることができるよう、府中市内での分娩、小児救急医療の再開を目指します。</p>   |        |   |
| ○府中市内での分娩・小児救急医療の再開  | 健康政策室  | 医師の都市部偏在が解消されない中、市内に不足する医療機能の確保については、福山・府中二次保健医療圏内の行政・地区医師会・医療機関等と連携・協力した対策や、役割分担が必要であり、福山・府中地域保健対策協議会等での検討に参画する。<br>当面は、婦人科検診の維持のため、地独）府中市病院機構と協力し、必要な医療人材の確保等について関係機関への要望に注力する。 |
| <p><b>重点目標4 女性の活躍推進のための支援</b></p>  |        |   |
| <p><b>【施策の方向】 1. 企業への啓発と一般事業主行動計画策定の動機付け</b></p> <p>中小企業の数が多い府中市では、ほとんどが「一般事業主行動計画」の策定が努力義務とされています。このため、女性の活躍推進について理解を進めてもらうよう、セミナーを開催するなど、粘り強く企業に働きかけます。また計画策定の取組みへの動機付けとなるような制度（公共調達優遇、認定制度など）の制定を検討します。</p> |        |   |
| ○働き方改革推進の普及啓発及び実践認定企業制度の検討   | 女性子ども課 | 「一般事業主行動計画」策定に向けてセミナーの開催や情報の提供、また広島県働き方改革実践認定企業制度の普及や府中市における制度の策定を検討します。  |
| ○公共調達における加点評価  | 監理課    | 建設業者の労働環境の改善推進のため、仕事と家庭の両立に取り組む企業に対し、入札参加資格審査において主観数値に加点する。   |
| <p><b>【施策の方向】 2. 定期的な企業・住民ニーズの把握</b></p> <p>これまで、男女参画意識アンケートにより市民生活、企業活動の変化に伴う意識把握を行ってまいりましたが、女性活躍推進に係る項目も追加してより明確な企業、住民ニーズを定期的に調査し、施策に反映します。</p>  |        |   |
| ○男女共同参画に関する事業所アンケート（再掲）  | 女性子ども課 | 今回は平成33年度に実施予定。プラン（第3次）及び実施計画策定の基礎資料とする。  |



「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>

| 計画の項目   | 担当課名   | 施策の内容  |
|---|--------|--|
| 【施策の方向】 3. 施策実施状況の点検・評価   |        |  |
| 本計画の「実施計画」に具体的な施策を定めて事業の進捗などについて点検し、効果や実績について評価を行うPDC Aサイクルを確立します。  |        |  |
| <b>重点目標5 国際社会への貢献</b>   |        |  |
| 【施策の方向】 1. 国際交流の推進  |        |  |
| 国際的な女性問題を解決するため、外国人との交流機会や情報の提供を図ることで、身近に住んでいる外国人たちの存在を見つめ直し、同じ地域に住む社会の一員としてお互いを尊重し合える関係をつくり上げる環境を整えます。   |        |  |
| ○親善交流事業   | 企画財政課  | 県立上下高校と姉妹校提携を結んでいる、中国浙江省平湖市職業中等専門学校の日本語専攻学科の生徒を研修生として受け入れ、地域のイベントへの積極的な参加などにより、国際理解や交流を深めます。   |
| 【施策の方向】 2. グローバル化への対応   |        |  |
| 国際機関、研究機関等の連携、協力を図り、市で取り組む男女共同参画に関するさまざまな情報を対外的に発信していく必要があります。そのためにも、外国人とのネットワークづくりを図り、市の特徴を活かしたテーマを対外的に発信します。  |        |  |
| ○「外国語指導助手」（中学校の外国語科・小学校の外国語活動等）の配置（単年）  | 学校教育課  | 「外国語指導助手」の増員及び配置により、ネイティブスピーカーによる生きた英語に触れる機会を増やし確かな英語力と国際理解を深めてきた。また、児童生徒のコミュニケーション能力を養い、積極的に異文化に触れることにより、豊かな心を育み、国際社会に的確に対応できるグローバルな人材の育成に取り組む。                 |
| <b>基本目標4 女性の人権と母性が尊重される社会の構築</b>  |        |  |
| <b>重点目標1 性の尊重と女性に対する暴力の根絶</b>   |        |  |
| 【施策の方向】 1. ドメスティック・バイオレンス（DV）への迅速な対応と根絶   |        |  |
| パートナーからの暴力は、被害が潜在化しやすく、「相談しようと思わなかった」または「相談したかったがしなかった」という被害者が少なくありません。公的な措置がとられにくい現状で、DVを社会的問題として位置づけ、積極的な対応を図っていくことが必要です。<br>DV防止法に基づき、積極的なDV防止の推進と啓発、相談支援体制の充実、相談窓口等の周知を図っていきます。 |        |  |
| ○通常のDV相談業務  | 女性子ども課 | 平成30年4月より女性子ども課へ「女性相談員」を新たに1名配置し、専門的相談窓口とする。一時保護の必要性があると判断される場合は、府中警察署、西部子ども家庭センターと連携して対応する。それ以外は、東部子ども家庭センターに連絡し指導を受ける。特に、継続した生活支援が必要な場合は、DV防止支援ネットワークで連携し対応する。 |
| ○母子生活支援に関わるDV相談業務   |        | DV被害を受けた母子の一時保護措置、母子生活支援施設への入所措置等の対応となるが、府中警察署、西部子ども家庭センターとの連携が前提となる。DV被害者が相談しやすい環境整備（複数の専任相談員と専用回線の設置など）を行う。  |
| ○DVによる児童虐待と判断される相談業務  |        | 一時保護の必要性があると判断される場合は、府中警察署、西部子ども家庭センターと連携して対応する。それ以外は、東部子ども家庭センターに連絡し指導を受ける。特に、継続した生活支援が必要な場合は、要保護児童対策地域協議会で連携し対応する。   |

**「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>**

| 計画の項目  | 担当課名   | 施策の内容  |
|--|--------|--|
| <p><b>【施策の方向】 2. セクシュアル・ハラスメント（男性に対するものも対象）を許さない環境づくり</b></p> <p>上司や同僚等から性的な嫌がらせを受け、恐怖や屈辱を感じることで、本人の対応によっては解雇、昇進の妨げになるなど理不尽な扱いを受け、さらに働く意欲の低下、能力発揮の妨害により辞職へと追い込まれてしまいます。このようなセクシュアル・ハラスメントを、人権問題としてとらえ、防止策に取り組むように企業へ働きかけ、セクシュアル・ハラスメントを許さないという社会への醸成を図ります。</p> |        |  |
| ○セクシュアル・ハラスメントを許さない環境づくり   | 人事秘書課  | セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に向けて、市職員に対する意識啓発を行い、要綱の制定や相談員を配置し、相談しやすい体制整備のために相談員の研修も行う。   |
| ○企業への啓発  | 女性子ども課 | セクシュアル・ハラスメントの防止等の施策に取り組むよう企業への啓発を行う。  |
| <p><b>重点目標2 生涯にわたる女性の健康保持と増進</b></p>   |        |  |
| <p><b>【施策の方向】 1. ライフステージに合わせた健康対策の推進</b></p> <p>女性が、思春期から高齢期までの各ライフステージのなかで健康管理ができるように、健康診査、教育、相談、保健指導等の事業を実施していきます。特に、妊娠、出産期においては、不妊治療に対する支援の紹介、母子健康手帳交付時の個別指導、すこやか育児サポート事業 など女性が安心してこの時期を過ごすことができるような施策の実施を図ります。さらに、性に関する誤った考えを改めさせるため、正しい知識の普及と啓発を行います。</p> |        |  |
| ○母子健康手帳交付事業  | 健康医療課  | 妊娠届により母子健康手帳を交付し、あわせて妊娠・出産・乳幼児期の切れ目のない母子の健康管理体制を整え、保健指導等必要な支援をすすめる。              |
| ○妊婦健康管理事業（妊婦一般健康診査等）   |        | 母子健康手帳交付時に受診券をあわせて交付し、妊婦と胎児の健康を確認し、安心安全な出産を支援する。                                 |
| ○すこやか育児サポート事業  |        | 育児不安の高い妊産婦に対して、産科医、小児科医、自治体間の連携により、保健指導を行うことで育児上の不安の解消を図る。                       |
| ○不妊治療費助成制度   |        | 夫婦間における不妊治療を受けている人に治療費の一部を助成する。  |
| ○こんには赤ちゃん訪問  |        | 赤ちゃん訪問（新生児）時、産婦へのアンケートを行い、産後うつ傾向を早期に発見し保健指導等必要な支援を行う。                            |
| ○健康増進事業（女性特有のがん検診）   |        | 子宮頸がん検診（20以上）、乳がん検診（40歳以上）の受診料を助成して検診を実施し、また、女性のイベントにおいて乳がん検診を実施し、女性の健康づくりを支援する。 |
| ○健康増進事業（骨粗しょう症検診）  |        | 40・45・50・55・60・65・70歳の女性に骨粗しょう症検診を実施。  |
| ○健康増進事業（がん検診、歯周疾患検診、特定健康診査・特定保健指導等）  |        | がん検診、歯周疾患検診は健康増進法により実施。特定健診は高齢者の医療の確保に関する法律により実施。                                |

「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>

| 計画の項目  | 担当課名  | 施策の内容   |
|--|-------|---|
| 【施策の方向】 2. 性に関する健康と権利に関する理解の啓発   |       |   |
| <p>今日、性に関する健康と権利に関する理解の啓発は、女性の人権問題において重要な課題の一つとなっています。これまで、女性は結婚して子どもを産むという概念が固定化されていたため、女性に対する健康面や性的自己決定への配慮が不十分でした。しかしながら、女性にも子どもを産むか産まないかを選択する権利があり、これを基本的人権としてとらえ、理解を深めていく必要があることから、こうした理解の啓発を推進します。</p>   |       |   |
| ○府中市国民健康保険：出産育児一時金支給制度   | 健康医療課 | <p>出産等に係る被保険者の経済的負担を軽減するため出産育児一時金を支給する。42万円/件（産科医療保障制度に加入しない場合、40万4千円）<br/>直接支払制度を利用した場合、保険者が出産育児一時金を医療機関等へ直接支払うことで、被保険者が手許に現金を用意する負担を軽減する。</p> |
| 重点目標3 高齢者の生きがいがづくりと介護支援による女性の家族介護負担の軽減   |       |   |
| 【施策の方向】 1. 高齢者の自立支援  |       |   |
| <p>高齢者たちの意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに社会を支えるための重要な働きをする一員として、楽しみながら地域社会に貢献するなど、それぞれに合ったライフスタイルで充実した生活を送れるよう、高齢者が社会へ参画できるような場を提供するなどして環境の整備を図ります。<br/>高齢化に伴い、日常生活における支援が必要となる場合があり、そのなかで、女性の経済的自立が困難であることや、高齢者の介護者が高齢者であるというケースなどで負担がかかっているのが現状です。<br/>障害のある人または介護を必要とする高齢者が充実した生活を送ることができるよう、生活面、精神面などの支援を行っていきます。</p> |       |   |
| ○地域包括ケア体制の充実   | 長寿支援課 | <p>高齢化率が30%を超える中、介護、医療、予防、住まい、生活支援を一体的、継続的に提供する、地域包括支援センター（長寿サポートセンター）を中心としたマネジメント体制の構築が急務である。地域包括ケアシステムの構築に向けて、医師会など関係機関と連携し、今後も体制の充実を図る。</p>  |
| ○地域優良賃貸住宅  | 整備保全課 | <p>民間が建築するとき、高齢者対策に係る費用の一部を補助する。</p>  |
| 【施策の方向】 2. 高齢者の生きがいがづくりの推進   |       |   |
| <p>高齢者にとって生きがいを持つことは、充実した生活を送るための活力となります。高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、社会の一員としてともに楽しく生活できるように、総合型地域スポーツクラブ、老人クラブ、ボランティア団体、シルバー人材センター等へ高齢者の参画を促進し、高齢者への生きがいがづくりを支援するために、普及、啓発を行います。</p>  |       |   |
| ○府中市国民健康保険：人間ドック（婦人科健診）費用助成事業  | 健康医療課 | <p>府中市国民健康保険に加入する40歳から74歳の被保険者を対象に、高額なドック費用の7割を助成することでドックを推奨し、病気の早期発見早期治療により、安心して健康な高齢者の生きがいがづくりを支援する。</p>                                      |
| ○元気回復事業  | 長寿支援課 | <p>要介護1以上の介護者を抱える家族に、精神的にリフレッシュしていただくとともに、介護をしている者同士で悩みや思いを話すことにより、介護者のつながりを作る。</p>   |
| ○総合型地域スポーツクラブ（府中市スポーツ推進計画）   | 生涯学習課 | <p>幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブとして平成25年2月に協和ふれあいスポーツクラブを設立した。第2のクラブ設立に向け取り組んでいく。</p>                          |

「府中市男女共同参画プラン（第2次）」第3期実施計画 <計画期間：平成30年度～平成33年度>

| 計画の項目  | 担当課名  | 施策の内容   |
|--|-------|---|
| 重点目標4 男女の性差に応じた的確な医療の推進  |       |   |
| <p><b>【現状と課題】</b><br/>男女の精神的、身体的性差などにより、男女で異なった疾病や生活習慣病のリスクがあります。そのため、男性と女性の間にある性差を踏まえた的確な医療として性差医療を推進していく必要があります。</p> |       |   |
| <p><b>【施策の方向】 1. 男女の性差医療に対する知識の普及</b></p>  |       |   |
| <p>学校において、男性と女性の違いについての指導を行い、児童生徒たちの発育、発達や健康、性感染症等の予防などについての知識の普及を図ることで、自身だけでなく相手を思いやり、のぞましい人間関係を構築することに努めます。</p>      |       |   |
| ○教科指導等による基本的意識の定着  | 学校教育課 | 小学校体育科及び中学校保健体育科を中心とした教科指導等を通して、異性の尊重などの性に関する適切な態度や行動、健康の保持増進や疾病予防の役割を担っている保健、医療機関を有効利用し理解を深める。 |
| <p><b>【施策の方向】 2. 母と子の健康保持と増進</b></p>   |       |   |
| <p>母親の健康維持と子どもの健やかな成長を図るため、子宮がん、乳がんなどの性差に応じたがん検診や母子の保健事業等の充実に努めます。</p>   |       |   |
| ○母子健康手帳交付事業（再掲）  | 健康医療課 | 妊娠届により母子健康手帳を交付し、あわせて妊娠・出産・乳幼児期の切れ目のない母子の健康管理体制を整え、保健指導等必要な支援をすすめる。                             |
| ○妊婦健康管理事業（妊婦一般健康診査等）（再掲）   |       | 母子健康手帳交付時に受診券をあわせて交付し、妊婦と胎児の健康を確認し、安心安全な出産を支援する。  |
| ○健康増進事業（女性特有のがん検診）（再掲）   |       | 子宮頸がん検診（20以上）、乳がん検診（40歳以上）の女性特有のがん検診受診料を助成して実施する。   |
| ○不妊治療費助成制度（再掲）   |       | 夫婦間における不妊治療を受けている人に治療費の一部を助成する。   |
| ○こんにちは赤ちゃん訪問（再掲）   |       | 赤ちゃん訪問（新生児）時、産婦へのアンケートを行い、産後うつ傾向を早期に発見し保健指導等必要な支援を行う。   |